

第433号  
 2010.9.1(水)

# 祖国の水害同胞支援募金運動のお知らせ 緊急！9月末までにご協力を！

7月から8月にかけて降った豪雨により、祖国の全域で多くの被害が発生しました。朝鮮中央通信によると、全国的に5,560余世帯の家屋と350棟余りの公共建物などが破壊・浸水し、1万4,850余ヘクタールの農地が浸水・埋没・流失しました。また新義州市一帯では(8月21日明朝にかけて降った300mm以上の暴雨により)、鴨緑江が氾濫し、家屋など建物・農地が100%浸水するなどの甚大な被害を受けました。

総聯では祖国の同胞が今回の豪雨により多大な被害を被ったというニュースに接し、祖国の被害同胞が1日も早く安定した生活を取り戻すため、同胞愛にもとづき緊急募金運動を行うことにしました。

多くの皆様のご支援・ご協力を心からお願いします。

募金は本部・支部で随時受け付けています。被害状況と復旧活動の様子は総聯中央のホームページで見ることができます。  
<http://www.chongryon.com>

## 経営セミナーのお知らせ

この度商工会では、叙々苑の朴泰道社長を講師に招き講演会を行います。

一代で現在の会社を興した社長の講演は、焼肉店経営者、商工人のみならずとも学ぶことがあるかと思えます。ぜひお越しください。

9月15日(水)午後3時～4時半

△場所 ウリ信用組合 2階会議室

△参加費 1,000円

\*受付 2時45分

主催 県商工会 ウリ信用組合 県青商会

## こちらコリアンサポートセンターです！

—地震保険控除について—

平成19年に「地震保険料控除」が創設され3年が過ぎた。地震保険料控除は、1年間に支払った地震保険料に応じて最大5万円が所得控除されるもの。

ところで、自営業の人などは、保険の対象にしている家屋が居住用と事業用両方の役割を果たしているもの、いわゆる「店舗併用住宅」というケースがある。

地震保険料控除が対象とする家屋は、「自己もしくは自己と成形を—にする配偶者そのほかの親族が所有している家屋」であり、「常時その居住のように供するもの」だ。

つまり店舗併用住宅の場合、地震保険料控除の対象は居住用の部分に対して、支払った金額のみになる。具体的には「家屋の総床面積÷居住用部分の床面積」の割合を求めて按分計算する事になる。しかし、ほとんどが居住用という場合には「ちょっとだけオマケ」をしてくれる特例がある。その家屋の全体のおおむね90%以上を居住用という場合には、その家屋について支払った地震保険料の全額を居住用資産にかかる地震保険料の金額として差し支えない、というもの。ほんの一部分が店舗という人には嬉しい措置ですね。

地震保険料控除を受けるには、確定申告書に地震保険料控除に関する事項を記載し、支払金額や控除を受けられることを証明する書類を添付するか、申告の際に提示するのが義務である。

## ウリ朝高生が快拳！

茨城朝高の合唱部が、先日行われた茨城県合唱コンクールでみごと金賞を受賞し、関東大会への出場権を獲得しました。全国大会目指して頑張ってください！

## 今週の予定

2	3	4	5	6	7	8
木	金	土	日	月	火	水
チヨチヨン本部 会議		全国青商会総 会	ウリ民族フォー ラム(札幌)			八日会